

船橋市農業振興計画策定業務評価委員会設置要領

(設置)

第1条 船橋市農業振興計画策定業務を実施するにあたって、プロポーザルの審査等を厳正かつ公正に行うため、船橋市農業振興計画策定業務評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）の審査に関すること。
- (2) 提案の審査及び評価に関すること。
- (3) 結果の公表方法に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は船橋市経済部長とする。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 菊池眞夫（千葉大学名誉教授）
 - (2) 市川市農業協同組合船橋経済センター長
 - (3) ちば東葛農業協同組合西船地区経済センター長
 - (4) 船橋市農水産課長

(委員長)

第4条 委員長は評価委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。
- 3 委員が不在のときは、その者を解任し、新たに委員を任命することができる。
- 4 委員長に事故があるときは、船橋市農水産課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 評価委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議は、非公開とする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 評価委員会の事務を処理するため、経済部農水産課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要領は、決裁のあった日から施行し、受託候補者を特定した日をもって失効する。